

倉敷市水道局設計変更ガイドライン

(土木工事編)

令和5年4月

倉敷市水道局

目次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	設計・契約変更の基本事項	1
	(1) 設計変更及び契約変更の基本原則	
	(2) 契約変更の範囲	
	(3) 設計変更を行わないケース	
	(4) 設計・契約変更が可能なケース	
	(5) 発注者・受注者の留意事項	
3	設計・契約変更の事例	5
	(1) 契約約款第 18 条第 1 項第 1 号（図面、仕様書等が一致しない場合）	
	(2) 契約約款第 18 条第 1 項第 2 号（設計図書に誤り等がある場合）	
	(3) 契約約款第 18 条第 1 項第 3 号（設計図書の表示が明確でない場合）	
	(4) 契約約款第 18 条第 1 項第 4 号（設計図書と現場の不一致がある場合等）	
	(5) 契約約款第 18 条第 1 項第 5 号（予期することのできない特別な事態が生じた場合）	
	(6) 契約約款第 19 条（発注者が必要と認める場合）	
	(7) 契約約款第 20 条（工事を一時中止する場合）	
	(8) 契約約款第 21 条（受注者の請求により工期を延期する場合）	
	(9) 契約約款第 22 条（発注者の請求により工期の短縮等をする場合）	
4	変更内容の決定方法	11
	(1) 契約約款第 18 条第 2 項（調査の実施方法）	
	(2) 契約約款第 18 条第 3 項（調査結果の通知方法）	
	(3) 契約約款第 18 条第 4 項（設計図書の訂正又は変更方法）	
	(4) 契約約款第 18 条第 5 項（工期若しくは請負代金額の変更方法）	
	(5) 契約約款第 23 条（工期を変更する方法）	
	(6) 契約約款第 24 条（請負代金額を変更する方法）	
	(7) 契約約款第 30 条（請負代金額の変更に代えて設計図書を変更する方法）	
5	指定・任意の考え方	16
6	施工条件の明示	17

1 ガイドライン策定の目的

公共工事における土木工事では、個別に設計された多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・施工条件の下で生産されるという特殊性を有しており、当初設計時に予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）や工事の一時中止が避けられない場合がある。

こうした場合、発注者及び受注者は適切な対応を行う必要があるが、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で、その基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結すること。」が示されるとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」と規定されている。

本ガイドラインは、倉敷市水道局工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）等に基づき、設計変更を行う際に、発注者、受注者双方の契約における責任の所在を明確化するとともに、契約事務の透明性の向上を図り、もって手続きの円滑化、適正化を図ることを目的としている。

なお、本ガイドラインは契約の一事項として扱うこととし、仕様書にその旨を記載する。（建築・電気・機械設備工事を除く）

2 設計・契約変更の基本事項

（１）設計変更及び契約変更の基本原則

工事の施工は、設計図書に基づいて行うものであるが、やむを得ず設計図書と実際の施工条件に差異を生じた場合に設計変更及び契約変更を行う。

設計変更と契約変更とは、以下のとおりとする。

「設計変更」：工事の施工にあたり設計図書の内容の変更に係るもの

「契約変更」：設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うもの

（２）契約変更の範囲

設計変更は、変更請負工事費の増額分が請負工事費の 30%以内のものに限るものとし、30%を超えるものについては、別途契約するものとする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合で 30%を超えるもの、若しくは、そのおそれがある場合の取扱いについては、契約約款第 29 条に該当する場合を除き、事前に水道事業管理者の承認を得るものとする。

（３）設計変更を行わないケース

発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、下記の場合は、原則として設計変更できない。

- ① 設計図書に明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 契約約款、水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-15～1-1-17）
- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合

「協議」：発注者と書面により対等な立場で合意して、発注者の「指示」によるもの
（設計変更可能）

「承諾」：受注者自らの都合により、施工方法等について監督職員に同意を得るもの
（設計変更不可）

（４）設計・契約変更が可能なケース

以下のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計・契約変更が可能である。

契約約款	内容	事例
8 条	特許権等に係る工法等を指定しながら、対象である旨の明示がなく、かつ受注者が存在を知らなかった場合	
15 条	支給・貸与品の数量性能等に変更があった場合	
17 条	施工部分が設計図書と不整合のため修繕改造を指示し、発注者にその責がある場合	
18 条	設計図書の施工条件等との相違が確認された場合	3（１）～（５）参照
19 条	発注者の発議により設計図書を変更する場合	3（６）参照
20 条	工事を一時中止する場合	3（７）参照
21 条	受注者の請求により工期を延長する場合	3（８）参照
22 条	発注者の請求により工期の短縮等を行う場合	3（９）参照
25 条	賃金又は物価変動に伴い請負代金額を変更する場合 （いわゆる物価スライド条項）	
26 条	臨機の措置をとった場合 （受注者が負担すべきでない部分）	
27 条	工事の施工に関して損害が発生した場合 （発注者の責に帰すべきもの）	
29 条	災害等不可抗力により損害が発生した場合 （請負代金の 1 %を超える損害額）	
30 条	請負代金額の変更に代えて設計図書を変更する場合 （設計図書の内容変更）	4（７）参照
33 条	引渡し前に目的物を使用して発注者が受注者に損害を与えた場合	

(5) 発注者・受注者の留意事項

【発注者の留意事項】

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- ① 施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書に必要な施工条件等を明示する。(本ガイドライン「6 施工条件の明示」を参照のこと)
- ② 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ③ 当該工事での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性及び別途発注の是非等を明確にする。)
- ④ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等は、書面で行う。
なお、変更指示について、新規工種を追加する場合や変更増額が大きいと判断する場合は、受注者から参考に見積りを徴する等により概算額を把握し、概算増額について事前に受注者との合意の上、指示を行なうよう努めること。
- ⑤ 設計変更に伴う契約の変更は、原則として、その必要が生じた都度行うものとする。
ただし、「軽微な設計変更」に伴うものは、工事完成（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うものとする。

【受注者の留意事項】

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある、次の事項に留意しなければならない。

- ① 工事の着手にあたっては、設計図書の照査を行い、速やかに監督員に照査報告書を提出する。(照査の結果、疑義がない場合でも、照査報告書を提出する。)
- ② 監督員からの変更指示事項について、新規工種を追加する必要がある場合や変更増額が大きいと判断する場合は、発注者に概算金額を確認することが望ましい。

（参考１）設計図書の照査の基本的考え方

共通仕様書 1-1-1-3 では、受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、その事実が確認できる資料を提出するよう定めている。

なお、確認できる資料とは現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等とし、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（※数量計算書・展開図・伝票・マニフェスト等を含む）

なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象としない。

【契約約款第 18 条第 1 項に係る照査事項】

- （１） 図面、仕様書等設計図書が一致しないこと
- （２） 設計図書に誤り又は脱漏があること
- （３） 設計図書の表示が明確でないこと
- （４） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- （５） 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別の状態が生じたこと

※照査で確認すべき内容

- ① 当該工事の条件明示内容の確認
- ② 関連資料・貸与資料の内容確認
（地質調査、測量成果、設計報告書等）
- ③ 現地踏査による設計図書・施工条件書・報告書等と現地の整合確認
（測量結果・地質・湧水状況・その他の施工条件等）
- ④ 設計図面の確認
（現地測量結果と図面の整合・各図面間相互の整合・設計計算書と図面の整合等）
- ⑤ 数量総括表の確認
（図面と数量総括表の整合等）

3 設計・契約変更の事例

設計変更が可能なケースにおける事例を以下に示す。

(1) 契約約款第 18 条第 1 項第 1 号（図面、仕様書等が一致しない場合）

（条件変更等）

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

図面と仕様書が一致しない場合には、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、受注者が独自の判断で、施工を続けることは不適当なため、第 1 号が掲げられている。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 図面と設計書（金抜き）の材料の名称、寸法、規格、数量等の記載が一致しない場合
- ・ 平面図と配管図の延長、材料名称、仕様等の記載が一致しない場合

(2) 契約約款第 18 条第 1 項第 2 号（設計図書に誤り等がある場合）

（条件変更等）

第 18 条

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認し、発注者は、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合、受注者は自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して脱漏を訂正してもらう必要がある。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない場合
- ・ 図面に記載されている材料の規格が間違っている場合
- ・ 図面に使用材料の規格が記載されていない場合
- ・ 一式工事について、図面、仕様書又は現場説明書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない場合

(3) 契約約款第 18 条第 1 項第 3 号（設計図書の表示が明確でない場合）

（条件変更等）

第 18 条

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で、実際の工事施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等のことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當である。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 材料の使用量が共通仕様書の記載と特記仕様書の記載とが異なる場合
- ・ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ・ 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時など運転状況の記載がない場合

(4) 契約約款第 18 条第 1 項第 4 号（設計図書と現場の不一致がある場合等）

（条件変更等）

第 18 条

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 設計図書に明示された土質や地下水位が現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地盤高が工事現場と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が現地の規制と一致しない場合
- ・ その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 契約約款第 18 条第 1 項第 5 号（予期することのできない特別な事態が生じた場合）

（条件変更等）

第 18 条

（5） 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第 4 号によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合が挙げられる。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
- ・ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合

(6) 契約約款第 19 条（発注者が必要と認める場合）

（設計図書の変更）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、工事の施工途中において、設計図書の内容を変更せざるを得ない事態が生じた場合、自らの意思・判断で設計変更を行うことができる。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 地元調整や関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容等の変更を行う場合
- ・ 新たに施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- ・ 関連する工事の影響に伴う施工条件の変更により、施工内容の変更を行う場合
- ・ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費の率分以外）を必要と判断し、追加する場合

(7) 契約約款第 20 条（工事を一時中止する場合）

（工事の中止）

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者に工事施工の意思があっても施工できない状況となった場合、発注者が工事を中止させなければ中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、受注者が損害等の負担を負うこととなるため、発注者には工事を中止させる義務がある。

また、発注者は一時中止に伴う工期変更や増加費用等の変更を適切に行う必要がある。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ・ 関係機関との協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ・ 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ・ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

（８）契約約款第 21 条（受注者の請求により工期を延期する場合）

（受注者の請求による工期の延長）

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・ 受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

（９）契約約款第 22 条（発注者の請求により工期の短縮等をする場合）

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

※公共工事標準請負契約約款の解説より

【事例】

- ・ 公共用施設の供用開始日を繰り上げる場合
- ・ 関連工事の調整に伴い、工期の短縮が必要な場合

（参考２）照査の範囲を超える作業を指示した場合

契約約款第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- (1) 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- (2) 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具合的な指示を行うものとする。
- (3) 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- (4) 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- (5) 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

「設計図書の照査」の範囲を超えるものの事例

①【新たに設計図の作成が必要なもの】

- 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの、又は縦断計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの
- 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの（当初横断面の推定岩盤線の変更是「設計図書の照査」に含まれる）
- 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの

②【構造計算等が伴うもの】

- 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの
- 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるとして扱う）
- 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成

③【その他】

- 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
- 計算根拠まで遡る設計図書の見直し、必要とする工事費の算出
- 舗装修繕工事の縦横断設計
 - ・当初設計において縦横断面が示されており、その修正を行う場合
 - ・設計図書で縦横断設計が示されておらず、共通仕様書「10-14-4-3 路面切削工」「10-14-4-5 切削オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる

上記のような設計図書の変更に関する作業については、発注者が行うべきものであり、受注者へ作業を依頼する場合は、必要な手続きを経て設計変更の対象とする必要がある。

※なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとする。

4 変更内容の決定方法

設計変更に係る手続きは、以下のとおりである。

（１）契約約款第 18 条第 2 項（調査の実施方法）

（条件変更等）

第 18 条

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- ① 監督員は、受注者から契約約款第 18 条第 1 項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第 1 項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、発注者のみで調査を行うことができる。

（２）契約約款第 18 条第 3 項（調査結果の通知方法）

（条件変更等）

第 18 条

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- ① 調査結果の通知は、契約約款第 18 条第 3 項に基づき行うものであり、発注者が受注者に通知する。発注者がやむを得ない理由により調査結果を調査終了後 14 日以内に通知できない場合は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(3) 契約約款第 18 条第 4 項（設計図書の訂正又は変更方法）

（条件変更等）

第 18 条

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。

発注者が行う。

(2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。

発注者が行う。

(3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。

発注者と受注者が協議して発注者が行う。

- ① 設計図書の訂正又は変更は、契約約款第 18 条第 4 項に基づき行うものであり、契約約款第 18 条第 2 項に基づく調査の結果、必要と認められた場合は発注者が行う。また、工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者が協議した上で発注者が行う。

(4) 契約約款第 18 条第 5 項（工期若しくは請負代金額の変更方法）

（条件変更等）

第 18 条

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- ① 工期若しくは請負代金額の変更は、契約約款第 18 条第 5 項に基づき行うものであり、発注者は契約約款第 18 条第 4 項に基づき設計図書の訂正又は変更を行った場合、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。また、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（５）契約約款第 23 条（工期を変更する方法）

（工期の変更方法）

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- ① 工期の変更は、契約約款第 23 条第 1 項に基づき行うものであり、発注者・受注者の協議による。協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- ② 協議の開始については契約約款第 23 条第 2 項に基づき行うものであり、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。発注者が工期の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（６）契約約款第 24 条（請負代金額を変更する方法）

（請負代金額の変更方法等）

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

- ① 請負代金額の変更は、契約約款第 24 条第 1 項に基づき行うものであり、発注者・受注者の協議による。協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- ② 協議の開始については、契約約款第 24 条第 2 項に基づき行うものであり、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。
- ③ 受注者が増加費用を必要とした場合に発注者が負担する必要な費用の額については、契約約款第 24 条第 3 項により、発注者・受注者の協議により定める。

(7) 契約約款第 30 条（請負代金額の変更に代えて設計図書を変更する方法）

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

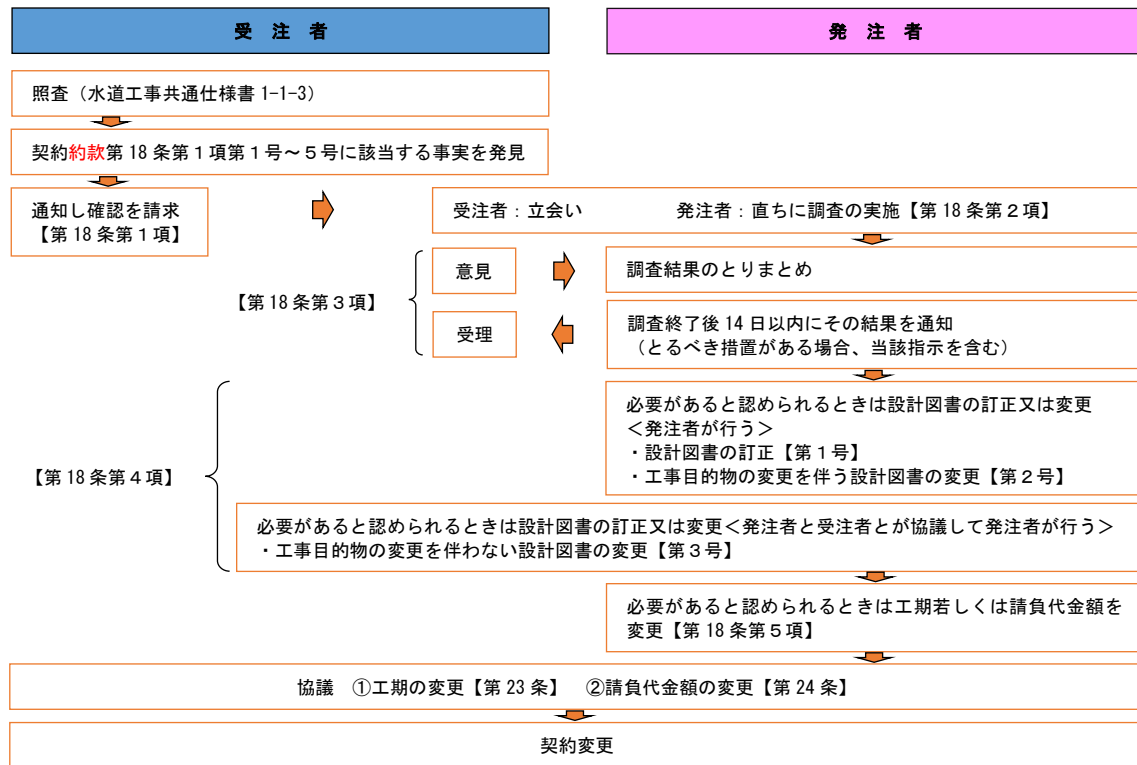
第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条まで、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- ① 契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約約款第 30 条第 1 項に基づき行うものであり、発注者・受注者の協議による。協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- ② 協議の開始については、契約約款第 30 条第 2 項に基づき行うものであり、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

(参考3) 設計変更手続きフロー

契約約款第18条に該当する設計変更の流れは以下のとおりである。



(参考4) 設計変更に係る資料作成における受発注者の役割分担

設計図書に係る資料作成における受発注者の役割分担の範囲は、以下を基本とする。

1 契約約款第18条第1項関連

設計変更を行う事由	発注者	受注者
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき	○	
(2) 設計書に誤謬又は脱漏があるとき		
(3) 設計図書の表示が明確でないとき		
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき	(工事目的物の変更を伴うもの) ○	
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき	(工事目的物の変更を伴わないもの) 施工方法等の変更は、協議して発注者が行う	

2 契約約款第19条関連

設計変更を行う事由	発注者	受注者
発注者が必要であると認めるとき	○	

3 出来形関係

設計変更を行う事由	発注者	受注者
出来形測量を基にした出来形数量及び完成図の提出		○

5 指定・任意の考え方

仮設、施工方法については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、特例の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることとされており、適切に扱う必要がある。

(総則)	
第1条	
3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。	

- ① 指定については、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものであり、設計変更の対象となる。
- ② 任意については、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものであり、原則として設計変更の対象とならないが、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる設計変更は行う。
- ③ 発注に当たっては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

	指 定	任 意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置づけ）	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする （ただし、受注者の責による場合は除く）	設計変更の対象としない （ただし、受注者の責によらない場合を除く）
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする （ただし、受注者の責による場合は除く）	設計変更の対象とする （ただし、受注者の責による場合は除く）

<指定とすべき事例>

- ① 河川堤防と同等の機能を有する仮締切
- ② 一般交通に供する仮設構造物
- ③ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設
- ④ 関係官公署との協議により制約条件がある施工条件
- ⑤ 特許工法又は特殊工法
- ⑥ その他、第三者に特に配慮する必要がある施工方法等

<任意における不適切な対応事例>

- ① ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ② 標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ③ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

発注者は、指定にあたっては、数量、工種及び施工名称等を設計図書（数量総括表及び図面等）に明示すること。また、任意にあたっては、設計図書に一式計上し、当該図面には「参考図」と記載すること。

6 施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

施工条件の明示にあたっては、次に記載されている事項について明示する。

明示項目	明示事項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

工事用道路関係	1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容・期間 (2) 仮道路の工事終了後の措置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1 建設発生土を現場外に搬出する場合は、受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設廃棄物及び有価物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設、最終処分場及び売却先を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の条件
工事支障物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等

（参考５）契約約款条文の抜粋（令和４年度版 倉敷市水道局工事請負契約約款）

（特許権等の使用）

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第 15 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があ

る場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者が協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 54 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

- 第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 54 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求す

ることができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（部分使用）

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。